



第1号被保険者の介護保険料は5段階に分かれています

第1号被保険者の介護保険料は、市が定める基準額を基に、市民税の課税状況などに応じて、五段階に分けられています。

【表】平成12年度～平成14年度の第1号被保険者の介護保険料月額

区 分			月額保険料 (平成13年10月以降)	特別対策による 月額保険料 (平成12年10月～13年9月)
第1段階	生活保護家庭の人 市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.50	1,473円	736円
第2段階	市民税非課税世帯の人	基準額×0.75	2,209円	1,104円
第3段階	本人が市民税非課税の人	基準額	2,946円	1,473円
第4段階	市民税課税で 年間所得250万円未満の人	基準額×1.25	3,682円	1,841円
第5段階	市民税課税で 年間所得250万円以上の人	基準額×1.50	4,419円	2,209円

例えば、市民税が非課税世帯の人や生活保護家庭の人などは、基準額よりも低い金額に設定されます。一方、市民税が課税されている人は、基準額を上回る保険料になります。各段階の保険料の月額は、表のとおりです。
なお、介護保険料の基準額は三年ごとに見直されます。

特別対策

平成12年4月～9月

保険料免除

平成12年10月～13年9月

半額納付



平成13年10月以降

全額納付

平成12年度と13年度は
介護保険料が軽減されます

介護保険制度のスタートに伴い介護保険料を納めていただくことになりましたが、制度導入当初の特別対策として、第1号被保険者の保険料が今年四月から九月までは免除され、十月から来年九月までは軽減されます。これにより、第1号被保険者が保険料を全額納めるのは、平成十三年十月以降となります。

